

令和7年度 会計検査院 委託調査

諸外国における財政の持続可能性確保への取組、財政ルールの遵守状況、長期財政試算の作成状況に対する会計検査等に関する調査研究

令和8年2月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

目次

(1) 調査研究の背景・目的	2
(2) 調査研究の方法	3
I. EUの財政ルール	5
II. ドイツの財政政策・財政ルール等	9
III. フランスの財政政策・財政ルール等	22
IV. 他の諸外国における財政政策・財政ルール等	35
V. 国際機関における加盟国の財政政策・財政ルール等に係る評価・政策提言	42
VI. まとめ・所見	44

(1) 調査研究の背景・目的

【本調査の背景】

- 我が国の財政状況をみると、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やウクライナ情勢を背景とした原油価格・物価高騰対策等に伴う歳出増により、普通国債残高は累増の一途をたどり、令和5年度末において1053兆円に達しているなど厳しい状況が続いている。そして、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）において、財政健全化目標である2025年度（令和7年度）の国・地方PB黒字化を目指すと同時に、金利のある世界への移行による利払費増加の懸念や大規模な政策対応を必要とする世界的危機（パンデミック、国際紛争等）への備えが求められる中で、財政に対する市場の信頼を確保するため、平時において債務残高対GDP比の安定的引下げを実現する持続可能な財政構造の確保を進めていく必要があるとしている。このため、今後、我が国の会計検査院においても、財政の持続可能性確保への取組、財政ルールの遵守状況等に対する会計検査は益々重要になってくると思料される。
- 一方、諸外国において、コロナ禍やウクライナ情勢への対応の結果増加した債務の影響や足下の金利上昇により利払費の増加を念頭に置いた財政運営が行われるなどしている。
- さらに、我が国では設置されていないが、諸外国の中には、独立財政機関が設置されており、独立性のある立場で国の財政を監視、評価する国も多く見られる。諸外国の独立財政機関が、評価に当たって用いるなどしている指標、数値、手法について調査研究することで、今後の我が国会計検査院の会計検査の参考となるものと思料される。
- 本業務では、**諸外国における、コロナ禍以降の財政の持続可能性確保への取組、財政ルールの遵守状況、長期財政試算の作成状況に対する会計検査院による会計検査、独立財政機関の評価等の状況を調査**する。また、**国際機関における加盟国の財政の持続可能性の評価、政策提言等についても調査**する。

調査対象国

					
ドイツ	フランス	EU	フィンランド	オランダ	スウェーデン
					
			イギリス	アメリカ	オーストラリア

(2) 調査研究の方法

【本調査の方法】

●アドバイザー

明治大学ガバナンス研究科・田中秀明専任教授
法政大学経済学部・小黒一正教授

●文献資料調査

調査対象各国の省庁などの各機関のウェブサイトにおける公表資料を中心に、各種研究論文、レポートなどの先行研究を加え、財政政策・財政ルール等の状況を把握した
各国の会計検査院が公表している財政政策・財政ルール等に対する検査レポート等を収集し、検査の傾向や概要を把握した。検査以外の会計検査院の取組についても、プレスリリースや議会報告等により把握した
独立財政機関による評価結果を収集した

●現地調査(ドイツ・フランス)

ドイツ・フランスの会計検査院、財政当局、研究者等、OECD事務局に対して、インタビュー調査を実施
アドバイザーの田中秀明専任教授にご同行いただいた

【主なインタビュー項目】

- ドイツ、フランスにおける財政政策・財政ルール等の概要
- これらに対する政府や独立財政機関の取組に係る実務
- 会計検査院等による会計検査・評価の体制や視点、手法等
- OECDにおける独立財政機関の評価等

(2) 調査研究の方法

【本調査における定義】

	定義
財政の持続可能性の確保	歳入増加や歳出削減、財政収支の改善等により、公的債務に係る現在・将来の支払義務を、支払不能や債務不履行なしに履行できる状態を保つこと
財政政策	政府が歳出・税制・財政収支・債務管理を通じて、景気の安定、成長促進、所得分配の改善、及び財政の持続可能性を確保するための政策
財政目標	財政に関わる拘束力のない目標
財政ルール	予算全体に関わる定量的な制約を通じて、財政政策に課される制約を指す。 具体的には、予算よりも上位の法規範による財政に関わる拘束力のあるルールを指す。 本調査研究においては、形式的に予算よりも上位の法規範でなくとも、事実上予算を拘束するルールはこれに含む。歳入ルール、歳出ルール、財政収支ルール、債務ルールに分けられる。
中期財政計画	政府が、財政政策の対象期間を予算年度を超えて拡張することを可能とするような財政上の取決めを指す。 単年度予算を拘束するもの、単年度予算の目安となるが拘束しないものの双方を含む。ただし、単年度予算に影響を与えることが想定されておらず、将来の財政見通しを試算するものを除く。

I EUの財政ルール



EUの財政ルール

【EUの財政ルールの大枠】

- EUでは欧州セメスターと呼ばれる年間のサイクルに基づき、EU加盟国がEUレベルで合意された目標やルールに沿って、各国の予算及び経済政策を調整する。毎年秋に欧州委員会は翌年度の年次成長戦略を発表し、これを元に各加盟国は予算案を策定する。春には各加盟国が国家中期財政構造計画や年次進捗報告書を欧州委員会に提出し、欧州委員会の評価を受ける。
- EU加盟国は、EUにおける財政上の取決めである安定・成長協定に従うことが求められる。加えて、一部の国を除き、加盟国間条約である財政協定が締結されている。
 - 安定・成長協定では、年間の一般政府の財政赤字が対GDP比3%以内、一般政府債務残高がGDP比60%以内というルールが定められている。財政ルールの実効性を確保するため、財政ルールの逸脱を防ぐ予防的措置、逸脱した場合における是正的措置等が定められている。
 - 財政協定では、年間の構造的財政収支をGDP比▲0.5%以内にすることが求められている。なお、公的債務残高がGDP比60%未満である場合には、GDP比1%まで許容される。財政協定は、当該構造的財政収支の規定を国内法（憲法レベルが望ましい）に盛り込むことを求めている

	財政ルールの内容	国内法での取り扱い
安定・成長協定	<ul style="list-style-type: none"> • 国家中期財政構造計画を策定すること • 1年間の一般政府の財政赤字（実績値）がGDP比3%以内 • 一般政府債務残高がGDP比60%以内 	
財政協定	<ul style="list-style-type: none"> • 1年間の一般政府の構造的財政収支がGDP比▲0.5%以内 • ただし、一般政府債務残高がGDP比60%以内である場合には、GDP比▲1%以内 	国内法（できれば憲法）に当該ルールを規定する



EUの財政ルール

【EUの財政ルールの近年の改正】

- 近年のEUでは、財政ルールの見直しの議論が行われ、2024年4月より新たな財政ルールが適用されている。安定成長協定、財政協定の枠組みは変わらない。
- 従来のルールとしては、財政規律を重視した厳格なルールが設定されており、加盟国でルールを遵守できていない状況が常態化していた。新たな財政ルールでは、加盟国の国内改革や投資ニーズに応じた柔軟なアプローチを採用している。

	従来のルール	2024年以降のルール
基本ルール	<ul style="list-style-type: none"> • 単年度財政赤字GDP比3%以内 • 一般政府債務残高GDP比60%以内 	同左
財政健全化計画	—	<ul style="list-style-type: none"> • 単年度財政赤字GDP比3%又は一般政府債務残高GDP比60%超となった国は、欧州委員会が策定する国別の参照軌道に基づき、国家中期財政構造計画を策定
中期財政目標の管理	<ul style="list-style-type: none"> • 加盟国は中期財政目標を策定する • 構造的財政収支をベンチマークとしつつ、純債務等も考慮して総合的に目標達成状況を管理 	<ul style="list-style-type: none"> • 加盟国は原則として4年間の国家中期財政構造計画を策定 • 純支出をベンチマークに中期的な財政目標を管理
財政収支の是正 (GDP比3%超)	<ul style="list-style-type: none"> • 循環調整後の財政収支を毎年GDP比0.5%改善させる。 	<ul style="list-style-type: none"> • 構造的財政収支がGDP比▲1.5%に達するまで、財政調整を行う。 • 構造的プライマリーバランスは、毎年GDP比0.4%改善させる。
債務残高の是正 (GDP比60%超)	<ul style="list-style-type: none"> • 毎年超過分の20分の1ずつの債務削減を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> • 下記基準に基づいて参照軌道が設定される <ul style="list-style-type: none"> ✓ GDP比90%超：GDP比で毎年1%ずつ削減 ✓ GDP比60%超90%以下：GDP比で毎年0.5%ずつ削減



EUの財政ルール

【独立財政機関の設置】

- EU加盟国は、EU指令・規則により、独立財政機関の設置が求められている。
- 独立財政機関は、高い専門知識等を有する者で構成されており、予算当局等からの独立性が担保される。

	ルール
EU加盟国の予算枠組みの要件に関する指令 2011/85	<ul style="list-style-type: none"> 加盟国は、国内の法律・規則・拘束力のある行政規則により、独立財政機関を設立しなければならない。 独立財政機関は、財政、マクロ経済学、予算管理における経験・専門知識に基づき透明な手続により指名・任命されたメンバーで構成される。 独立財政機関は以下を遵守することが必要である。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 加盟国の予算当局、他の公的機関、民間機関から指示を受けない。 ✓ 独立財政機関の評価・意見について、適切な時期に公表する。 ✓ 業務において必要となる分析を含め、任務を効果的に遂行するため、十分かつ安定した資源を有する。 ✓ 必要な情報に適切かつ適時にアクセス可能である。 ✓ 独立した評価者による外部評価を定期的に受ける。
予防的措置に関する規則 2024/1263	<ul style="list-style-type: none"> 加盟国は関連する独立財政機関に対し、マクロ経済予測及び純支出経路の基礎となるマクロ経済の仮定に関する意見を述べるよう要請することができ、独立財政機関が意見を述べるための十分な時間を与える。 加盟国は、・・・独立財政機関に対し、年次進捗報告書で報告された予算実績データが、理事会が承認した純支出経路に適合しているかどうかの評価を提供するよう要請することができる。 加盟国は、関連する独立財政機関に対し、理事会が承認した純支出経路からの乖離の背景要因を分析するよう要請することができる。当該分析は拘束力を有せず、欧州委員会の分析に追加されるものとする。

⇒安定化協議会独立諮問委員会（ドイツ）、会計検査院傘下の財政高等評議会（フランス）、経済政策分析局（オランダ）、財政政策審議会（スウェーデン）などが独立財政機関としての役割を果たしている。フィンランドでは会計検査院が独立財政機関の役割を果たしている。

Ⅱ ドイツの財政政策・財政ルール等



(1) 政府・財政当局による取組

- 5年間の中期財政計画に基づいて、毎年度の予算法が設定される。
- EUの財政ルールに加えて、ドイツ独自の財政収支ルール（債務ブレーキ）が、憲法に相当する連邦基本法で設けられている。防衛費や公共投資への財政需要増加のため、2025年3月に財政収支ルールが改正された。

	内容
中期財政計画 中長期財政試算等	<ul style="list-style-type: none"> • 5年間の中期財政計画（Fünfjährige Finanzplanung）に基づいて毎年度の予算が策定される • EUルールにしたがい、国家中期財政構造計画が策定される。 • 予算・中期財政計画の基礎となる税収予測は、連邦財務省の諮問機関である税収見積作業部会が作成する。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 経済・気候保護省、州財務省、5大経済研究所、ドイツ経済専門家評議会、中央銀行などが参加 • 連邦財務省は、立法期（Legislaturperiode）に一度、ドイツ財政の長期的な展望に関する持続可能性報告書（Tragfähigkeitsbericht）を作成
財政目標・財政ルール（ドイツ独自）	<ul style="list-style-type: none"> • 独自の財政目標はない。EUルールにおける中期財政目標で対GDP比0.5%以内の財政赤字を設定 • 連邦基本法において独自の財政収支ルール（債務ブレーキ）が設けられている。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 連邦政府：起債による収入なしで均衡+GDP比0.35%以内の起債は許容される（防衛費のうち、GDP比1%を超える分については、制限対象とならない） ✓ 州政府：起債による収入なしで均衡+GDP比0.35%以内の起債は許容される ✓ いずれも、景気変動や緊急事態による起債は許容 ✓ 安定化協議会が遵守状況を確認する
近年の財政政策	<ul style="list-style-type: none"> • 2025年3月に連邦基本法が改正された（防衛費や公共投資への財政需要増加のため）。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 防衛費が名目GDPの1%を超える場合、1%を超えた部分については起債制限に算入されない ✓ 州政府においても名目GDPの0.35%を限度（全州合算）として起債が許容



(1) 政府・財政当局による取組

● 財政ルールの内容

根拠法	内容	遵守確認
連邦基本法	連邦政府における起債は、GDP比0.35%以内（防衛費のうち、GDP比1%を超える分については、制限対象とならない。）。また、景気変動や自然災害・緊急非常事態における起債は認められる。 州政府における起債は、GDP比0.35%以内。 また、景気変動や自然災害・緊急非常事態における起債は認められる。	安定化協議会による確認
予算原則法	一般政府の構造的財政赤字は名目GDPの0.5%以内	安定化協議会による確認
安定・成長協定（欧州委員会）	国家中期財政構造計画を策定すること 1年間の一般政府の財政赤字（実績値）がGDP比3%以内 一般政府債務残高がGDP比60%以内	欧州委員会による確認

● 国家中期財政構造計画で用いられる指標

指標名	対象	指標の意義	推計期間
国家財源による純支出の変化率	一般政府	政府支出から、裁量的な歳入措置、利払費、景気循環に応じた失業関連支出、EU資金プログラムへの支出等を除いた金額 EUの財政モニタリングで用いられる指標	今後5年間
純借入/純貸付（財政収支）	一般政府	収入と支出の差額 財政収支に相当	同上
プライマリーバランス	一般政府	純借入/純貸付に利払費を加えた金額	同上
構造的財政収支	一般政府	財政収支から景気循環による一時的な影響等を差し引いた金額	同上
構造的プライマリーバランス	一般政府	構造的財政収支に利払費を加えた金額	同上
総債務残高	一般政府	一般政府の総債務の残高	同上
総債務残高の変化率	一般政府	一般政府の総債務の残高の変化率	同上
スノーボール効果	一般政府	金利と経済成長率の差によって発生する既存の政府債務の増減効果	同上



(2) 独立財政機関による取組

1. 安定化協議会の組織構成・権限

【安定化協議会：組織構成・権限】

- ドイツの独立財政機関は、安定化協議会の独立諮問委員会（Beirat des Stabilitätsrates）である。
- 安定化協議会は、連邦基本法により、連邦・諸州の財政ルールの遵守状況を監視する義務を負っている。連邦財務大臣、連邦経済・気候保護大臣、各州財務大臣がメンバーとなっている。
- 独立諮問委員会は、国家中期財政構造計画で定められた純支出経路の遵守に係る安定化協議会による監視を支援することである。
- 連邦会計検査院と安定化協議会は完全に独立した組織である。連邦会計検査院の検査の中で安定化協議会の報告書が引用されることはあるが、報告書そのものへの検査は行われていない。

	安定化協議会	安定化協議会独立諮問委員会
組織	<ul style="list-style-type: none"> • 連邦財務大臣、州財務大臣会議議長が共同議長 • 連邦財務大臣、連邦経済・気候保護大臣、各州財務大臣がメンバー • 連邦財務省の担当部門長、州政府財務大臣の事務局長が事務局 	<ul style="list-style-type: none"> • 9名の専門家等から構成（中央銀行、経済専門家評議会の各代表、その他研究者等） • メンバーの互選により議長が選出 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 現在の議長は、Dr. Thiess Büttner（フリードリヒ・アレクサンダー大学教授・経済学・財政学の専門家）
権限	<ul style="list-style-type: none"> • 連邦・各州政府の予算の継続的な監視・財政再建手続 • 連邦・各州による債務制限規定の遵守状況の監視 • 連邦政府がEUに提出する国家中期財政構造計画に定められる政府全体の純支出経路についての監視 • 財政健全化援助法が定める財政収支の上限の遵守状況の監視 • 連邦政府・州政府・地方自治体の予算・財政推計のためのマクロ経済及び財政の基礎的前提についての助言 	<ul style="list-style-type: none"> • 国家中期財政構造計画で定められた純支出経路の遵守に係る安定化協議会による監視の支援 • 国家中期財政構造計画で定められた純支出経路を超過しており、EU規則2024/1263等において許容される逸脱でないと結論付ける場合には、適切な措置を勧告することができる



(2) 独立財政機関による取組

2. 安定化協議会の業務

【安定化協議会：作成する報告書】

- 安定化協議会は、一般政府財政赤字に係る欧州基準の遵守状況、連邦基本法における独自の債務ルール（財政収支ルール）の遵守状況、財政再建プログラムに入る州等に係る財政再建手続の遵守状況、予算・財政計画等に係る評価指標の算定等の書類を作成している。
- 予算・財政計画の評価指標としては、①財政収支、②公債依存度、③利払費・税率、④債務残高が用いられている。

● 安定化協議会が作成する書類

書類名	概要
欧州基準遵守に関する決定	安定化協議会法に基づく、一般政府財政赤字ルール(財政協定に係る基準)の遵守状況の評価 年2回作成されることとなっているが、2023年春から2025年春までは遵守状況の確認は行っていない、あるいは不十分なものとなっている。
債務ルールの遵守に関する決定	安定化協議会法第6条に基づく、連邦基本法が定める債務ルールの遵守状況に係る決定。連邦政府及び各州政府の分が作成される。
財政再建手続に関する決定	安定化協議会法第5条に基づく、財政再建プログラムを結ぶ場合に、当該財政再建手続の内容を示すもの。
予算モニタリングの主要数値に関する決定	連邦政府・各州政府の4指標(右表参照)に係る過去3年間の実績及び今後5年間の推計値を示す。 安定化協議会法第3条第2項に基づき連邦政府・各州政府が策定する安定性報告書に基づき審議される。

● 予算・財政計画の評価指標

指標名	定義
財政収支	【連邦政府】構造的財政収支 【州政府】財政収支から、財政取引の収支・景気影響を除いた計数（景気の影響は、州平均の計数を用いる）
公債依存度	純借入額を調整後支出で除した計数
利払費・税率	利払費を税収で除した計数 州政府については、税収に消費税の財政調整分や交付金が含まれる
債務残高	年末の債務残高



(3) 会計検査院による取組

1. 会計検査院の状況と本調査

- ドイツ連邦会計検査院（Bundesrechnungshof : BRH）は、連邦基本法第114条第2項において、連邦議会、連邦政府、連邦裁判所のいずれにも属さない独立機関として規定されている。連邦会計検査院長は、ワイマール共和国以来、伝統的に行政の効率化に関する連邦政府の担当官（Bundesbeauftragten für Wirtschaftlichkeit in der Verwaltung : BWV）を兼ねている。BWVは、専門的な知見に基づく助言等により、連邦政府の効率的な業務遂行を図るものである。BWVとしての独自の定員・予算はなく、BRHの検査結果を用いて活動している。
- 財政政策・財政ルール等に対する検査としては、主として第I局（特に検査課I2、検査課I3）が担当している。定期的な作成している検査レポート、特定のトピックについて不定期で作成している検査レポートがある。また、連邦会計検査院長がBWVとして策定している意見書等もある。

● 会計検査院の概要

	内容
名称	Bundesrechnungshof: BRH
位置づけ	連邦議会、連邦政府、連邦裁判所のいずれにも属さない独立機関
予算	約1.92億ユーロ
人員	1,050名



(出所)BRHウェブサイト



(3) 会計検査院による取組

2. 会計検査院の作成報告書等

- 定期的な財政状況の検査として、「連邦予算に関する審議のための連邦財政状況分析」「連邦会計の決算報告書及び資産状況報告書に関する所見」が挙げられる。歳入総額・歳出総額の実績等の集計、財政ルールの遵守状況の確認を行っている。
- 2025年3月の連邦基本法改正に向けた法案に係る意見表明、財政ルールに係る分析などの個別レポートも作成している。

種類	公表年	タイトル	タイトル邦訳	詳細
定期的な財政状況の検査	一部年度	Analyse zur Lage der Bundesfinanzen für die Beratungen zum Bundeshaushalt ●	● 年度連邦予算に関する審議のための連邦財政状況分析	事例 1
	毎年	Feststellungen zur Haushaltsrechnung und zur Vermögensrechnung des Bundes für das Haushaltsjahr ●	● 年度連邦会計の決算報告書及び資産状況報告書に関する所見	事例 2
個別トピック	2017	Konjunkturelles Kurzarbeitergeld in der Covid-19-Pandemie - Schlussfolgerungen für die Weiterentwicklung des Kriseninstrumentariums	連邦の財政状況に関する分析 – 第19回連邦議会における課題と対応策	
	2019	Feststellungen zur finanzwirtschaftlichen Entwicklung des Bundes – Zeit der anstrengungslosen Konsolidierung geht zu Ende	連邦の財政状況に関する分析 – 努力を要しない財政再建の時代が終焉を迎えつつある	
	2022	Schriftliche Stellungnahme des Bundesrechnungshofes zur Öffentlichen Anhörung zum Gesetzentwurf der Bundesregierung über die Feststellung eines Zweiten Nachtrags zum Bundeshaushaltsplan für das Haushaltsjahr 2021	連邦会計検査院の書面による意見書：連邦政府の2021年度連邦予算案に関する第2次補正予算案の承認に関する公聴会における意見書	
	2022	Grundbedingungen zur Sicherung nachhaltiger Staatsfinanzen	持続可能な国家財政を確保するための基本条件	事例 3
	2022	Finanzierung des Schutzschirms zur Abfederung der Folgen der Energiekrise durch den Wirtschaftsstabilisierungsfonds (WSF)	経済安定化基金 (WSF) によるエネルギー危機の影響を緩和するための保護措置の資金調達	
	2023	Reform der Europäischen Fiskalregeln	欧州の財政ルールの改革	
	2025	Gesetzentwürfe verschiedener Fraktionen zur Änderung der Artikel 87a Absatz 1a sowie Artikel 109 und 115 des Grundgesetzes und zur Einfügung eines Artikels 143h in das Grundgesetz	各政党が提出した、連邦基本法第87条第1項の1及び第109条並びに第115条の改正に関する法案並びに連邦基本法に第143条の143hを挿入する法案	



(3) 会計検査院による取組

2. 会計検査院の作成報告書等

■ 検査報告としては、毎年提出されるものとして「連邦会計の決算報告書及び資産状況報告書に関する所見」が挙げられる。ここでは、歳入総額・歳出総額の実績等の集計のほか、財政ルールの遵守状況の確認を行っている。

種類	公表年	タイトル	タイトル邦訳	詳細
BWVの 意見書	2021	Analyse zur Lage der Bundesfinanzen Solide Finanzen für einen handlungsfähigen Staat	連邦財政の現状分析 健全な財政により機能する国家の基盤	
	2023	Aufstellung der Eckwerte für den Bundeshaushalt 2024 und die Finanzplanung 2025 bis 2027 sowie für das Haushaltsaufstellungsverfahren Kontrollverlust bei den Bundesfinanzen verhindern, Verkrustung des Haushalts aufbrechen	2024年度連邦予算の主要指標の策定及び 2025年から2027年までの財政計画並びに予 算編成手続に関する意見書 連邦予算のコントロールを喪失しないよう、予 算の硬直性を解消する	
	2024	Aufstellung des Bundeshaushalts 2025 und der Finanzplanung 2028 Risiken und Fluchten beenden – Rahmenbedingungen für eine durchgreifende Konsolidierung des Bundeshaushalts	2025年度連邦予算の策定及び2028年まで の財政計画 財政リスクと財政赤字の拡大を防止-連邦予 算の抜本的な再建のための基本方針	



(3) 会計検査院による取組

3. 検査の特徴

■ 連邦会計検査院の特徴として、①財政指標として政府が重視している構造的財政収支を重視していること、②財政指標の整理・算定に加えて財政の持続可能性等に係る評価を実施していること、③前提条件を変更した独自推計や独自指標の設定を行っていること、が挙げられる。

【検査の特徴】

<p>検査において重視する指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 定期的な検査においては、構造的財政収支を重視している。 ● ドイツ独自の財政ルール（債務ブレーキ）において景気要素による起債が許容されていることや、EUの財政協定を国内法化した予算原則法において構造的財政収支をベンチマークとしていることと整合的であるものと考えられる。
<p>財政状況の評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 財政に関わる指標の整理や算定だけでなく、財政状況の評価も実施している。例えば、「2024年度連邦予算に関する審議のための連邦財政状況分析」において、BRHは歳出総額や実績・予測値、利払費の実績値などを分析した上で「連邦財務省が宣言している連邦財政の「正常化」への道のりはまだ遠い」と評価している。
<p>独自推計の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 政府による将来の予測値のほか、政府の推計の前提条件等を変更した上でのBRHの独自推計も実施している。例えば、「持続可能な国家財政を確保するための基本条件」では、過去の年金改革の長期的な財政への影響を再計算している。 ● 政府の設定する指標の定義に対しても意見を表明し、独自の指標を設定・算出している。例えば、「2024年度連邦予算に関する審議のための連邦財政状況分析」において、政府が指標としている純借入額には実質的には存在していない一般積立金が含まれていること等を問題視し、純借入額を修正した真の純借入額という独自の指標を設定している。その上で、独自の指標と政府の指標を比較している。



(3) 会計検査院による取組

3. 検査の特徴

■ 連邦会計検査院の特徴として、①財政指標として政府が重視している構造的財政収支を重視していること、②財政指標の整理・算定に加えて財政の持続可能性等に係る評価を実施していること、③前提条件を変更した独自推計や独自指標の設定を行っていること、が挙げられる。

【検査で用いている指標】

指標名	指標の意義	実績値/予測値	BRH独自推計	利用例
特別基金 (Sondervermögen) を加えた 歳出総額	連邦政府の年間の歳出総額に、特別基金の支出を加えた金額	実績値・予測値 いずれも利用	あり	事例1
純借入額 (NKA)	連邦政府の年間の新規借入額と、既存債務の返済額の差額	実績値・予測値 いずれも利用	なし	事例1 事例2
真の純借入額 (eNKA)	連邦予算で示される純借入額に、予算外での借入額等を加えたもの	実績値・予測値 いずれも利用	あり	事例1
構造的純借入額 (strukturelle NKA)	NKAから、景気変動要因を除いた金額	実績値	なし	事例2
利払費 (Schuldendienst)	連邦政府の年間の公債の利払費	実績値・予測値 いずれも利用	なし	事例1
財政収支 (Finanzierungssaldo)	連邦政府の年間の財政収支	実績値	なし	事例2
一般政府の構造的財政収支 (GDP比)	一般政府の構造的財政収支の対GDP比	実績値・予測値 いずれも利用	なし	事例3
一般政府の債務残高 (Schuldenstands- quote) (GDP比)	一般政府の債務残高の対GDP比	実績値・予測値 いずれも利用	なし	事例3
一般政府の財政収支 (Finanzierungssaldo) (GDP比)	一般政府の財政収支の対GDP比	実績値・予測値 いずれも利用	なし	事例3
今後の連邦政府の歳出増加額	今後連邦政府の歳出増加要因を足し合わせた金額	予測値	あり	事例3
持続可能性ギャップ (Tragfähigkeitslücke)	財政が持続不可能な軌道を取らないようにするために、達成すべき財政収支の改善額	予測値	なし	事例3
年金改革が長期的な財政収支に 与える影響	2014年に実施された年金改革が長期的な財政収支に与える影響	予測値	あり	事例3



(3) 会計検査院による取組

4. 検査事例①

■ 予算審議にあたり会計検査院が提出する「連邦予算に関する審議のための連邦財政状況分析」を示す。

タイトル	Analyse zur Lage der Bundesfinanzen für die Beratungen zum Bundeshaushalt 2024 (Bericht) 2024年度連邦予算に関する審議のための連邦財政状況分析 【2023年】	
内容	予算の構造と動向	<ul style="list-style-type: none"> • 2019年から2027年までの各年度の歳出総額（2023・2024年度は推計値、2025～2027年度は財政計画）をみると、2024年はコロナ前の2019年と比較して歳出が大幅増加 • 2019年から2024年までの各年度における特別基金を加えた歳出総額をみると、2024年はコロナ中の2020年と比較しても高い水準で、財政政策の正常化とはかけ離れた状況が継続 • 2024年予算案では、特別基金への単なる移管、歳入又は歳出には計上されているが具体的な措置が不明で実質的に意味のないもの、予備費の削減などが含まれている。これらは、会計上の操作であり、持続可能な構造改革を意味するものではない
	真の純借入額(eNKA)	<ul style="list-style-type: none"> • 連邦予算案で示されている純借入額（NKA）は、連邦政府の実際の債務規模を正確に反映していない。実質的に存在しない一般積立金からの繰入れが歳入として計上されていること等が挙げられる。 • 連邦予算に計上されている純借入額を修正し、「真の純借入額(eNKA)」を算定する。 • 連邦政府の債務残高は、連邦予算案においては大幅に過少計上されている。2024年のeNKAは合計857億ユーロに達しており、2024年連邦予算案で示されたNKAの5倍を超える水準となっている。BRHは、eNKAを新たに予算概要に明示するよう再度要請した
	債務ルールの有効性の低下	<ul style="list-style-type: none"> • 2020年以降に実施された措置（連邦軍特別基金のために調達される借入金の債務ルールからの除外、緊急事態条項に基づく債務ルール停止時期になされた財政措置等）により、債務ルールの有効性が低下している。 • 債務ルールは、連邦財政の長期的な持続可能性を確保する機能を果たせなくなっている。2020年から2022年の3年間だけで、債務ルールの統制対象から4,000億ユーロが除外された。
	利払費	<ul style="list-style-type: none"> • 危機時における連邦債務の大幅な増加と、低金利政策の転換に伴う金利上昇により、利払費が大幅に上昇している。 • BRHは、連邦政府は予算立法機関に対して、金利変動の潜在的な影響について報告する必要があると考えている
	展望	<ul style="list-style-type: none"> • 今回の危機は、長期的に持続可能な国家財政によってのみ乗り越えることができる。連邦財務省が宣言している連邦財政の「正常化」への道りはまだ遠いとBRHは推計している。連邦予算だけに焦点を当てることは適切ではない。 • 連邦政府が提出した2024年連邦予算案及び2027年までの財政計画は、財政の説明責任や、持続可能な連邦財政を確保するための展望・代替案を示すという政府の義務を果たしていない。



(3) 会計検査院による取組

5. 検査事例②

■ 決算報告書及び資産状況報告書に関して、会計検査院が提出する「連邦会計の決算報告書及び資産状況報告書に関する所見」を示す。

タイトル	Feststellungen zur Haushaltsrechnung und zur Vermögensrechnung des Bundes für das Haushaltsjahr 2023 (Bemerkungen 2024 zur Haushalts- und Wirtschaftsführung des Bundes) 2023年度連邦会計の決算報告書及び資産状況報告書に関する所見 【2024年】	
内容	財政全般	<ul style="list-style-type: none"> 2008年から2023年までの各年度の財政収支（いずれも実績値）、2019年から2024年までの各年度の歳入・歳出（2019～2023年は実績値、2024年は予算）をもとに、連邦政府の歳出総額が2019年の水準を大きく上回っていることが、巨額の財政赤字の原因と分析
	純借入額、債務ルール、返済義務	<ul style="list-style-type: none"> 連邦政府の決算書等をもとに、債務ルール上の純借入額(NKA)の許容額、2020年度から2023年度までの緊急事態条項に基づく借入金の返済義務の金額を整理 経済状況、財政状況が思わしくない場合には、連邦政府は、連邦議会が定めた返済期間を守れない可能性がある。また、これらの返済義務に加えて、連邦軍特別基金の返済義務も存在している。返済義務のための財政的余裕を確保するため、連邦政府は今後数年間、NKAを大幅に削減するよう努める必要がある。 2024年度連邦予算において、連邦政府は、2019年以来初めて債務ルールの借入上限を順守する予定である。しかし、実際には予備費からの流用、デジタルインフラ特別基金からの配分などが計上されており、借入上限を大幅に上回る借入れを行う予定である。 BRHは、予備費からの流用、デジタルインフラ特別基金からの配分などを算入することは、許容されるNKAの要件を満たしていないと判断している。



(3) 会計検査院による取組

6. 検査事例③

■ 個別レポートとして、債務ルールの必要性や、財政政策に係る課題を取り上げている「持続可能な国家財政を確保するための基本条件」を示す。

タイトル	Grundbedingungen zur Sicherung nachhaltiger Staatsfinanzen 持続可能な国家財政を確保するための基本条件【2022年】	
内容	連邦基本法の債務ルール	<ul style="list-style-type: none"> 連邦基本法に規定される債務ルールに対して、①金利が名目成長率を下回る場合には債務残高GDP比率は急激に上昇しない、②債務ルールを順守することは公共投資を必要以上に制限する、との批判がある。現行の債務ルールではなく、債務残高でなく、金利と成長率の差を基準として債務管理すべきとの主張である。 BRHは、債務ルールに対する批判には同意しない。①金利と名目成長率については、時期によっていずれが高いか低いか異なる、②景気循環的な財政政策（景気拡大期に減税や公共投資を増加させる）となる、③現在においても政府債務残高GDP比率は欧州基準よりも高くなっており「低すぎる」わけではないこと等が理由である。 BRHは、債務ルールの遵守と、公共投資等の将来の歳出増加は矛盾しないと考えている
	財政への圧力	<ul style="list-style-type: none"> 現行の中期財政推計の一般政府の財政指標をみると、期間最終年においても、財政赤字が続いており、かつGDP比60%の目標は達成しない。予期しない事態に政府の財政が用いることのできる財政的余裕は新型コロナウイルス感染症のパンデミック後に急減している。 ドイツの人口動態の動向を見ると、高齢者人口が増加しており、長期的に政府の財政に大きな圧力を加える。連邦政府は、人口動態の変化が個別分野の支出に与える影響の試算について報告しているが、人口動態に係る財政上の課題を十分に明らかにしていない。 第三者への保証等は将来財政負担につながる可能性がある。
	長期的な財政負担に繋がる法律等	<ul style="list-style-type: none"> ドイツ政府は2000年に、各法律が長期的に財政に与える影響を、法律案の段階で法的影響評価として示すことを定めた。これには、政府の財政への影響も含まれ、連邦政府の5年間の財政計画の期間ごとに区分して示されなければならない。より長期的な分析は、財政の影響がかなり後に顕在化する法律案に限って実施される。 2014年の年金改革の評価は不適切な事例である。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 年金改革の影響は長期にわたって続くものの、影響評価の対象期間が短い（影響評価は2030年までだが、2050年代まで影響を及ぼす可能性が高い）。 ➢ 本来は、施策単独で評価するのではなく、国家財政全体の推計に組み込まれるべきである。⇒BRHが2014年の年金改革が財政に与える影響を独自に試算している。

Ⅲ フランスの財政政策・財政ルール等



(1) 政府・財政当局による取組

■ 財政フレームに相当する複数年の財政計画法が制定されている。この中で3年間の歳出総額等が定められている。

	内容
中期財政計画	<ul style="list-style-type: none"> 財政フレームに相当する複数年の財政計画法（Loi de programmation des finances publiques）が策定される。同法にて、3年間の歳出上限を定める3か年予算が作成される。
中長期財政試算等	<ul style="list-style-type: none"> 財政計画法にて、中期財政試算が示されている（最新の財政計画法は2023～2027年を対象） EUルールにしたがい、国家中期財政構造計画が策定される。
財政目標・財政ルール（フランス独自）	<ul style="list-style-type: none"> 財政計画法において、計画期間中の財政収支の目標値を設定 財政計画法に基づき、3年間の歳出総額が決定され、歳出が統制されている。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 財政高等評議会が遵守状況を確認する
近年の財政政策	<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍においては、EUと同様に国内法でも例外規定が自動発動された。

● 財政ルールの内容

根拠法	内容	遵守確認
財政計画法	3年間の歳出総額、各ミッションの上限額、各プログラムの配分額が定められる。	財政高等評議会（独立財政機関）による確認
予算組織法	一般政府の構造的財政収支の赤字は名目GDPの0.5%以内	財政高等評議会（独立財政機関）による確認
安定・成長協定（欧州委員会）	国家中期財政構造計画を策定すること 1年間の一般政府の財政赤字（実績値）がGDP比3%以内 一般政府債務残高がGDP比60%以内	欧州委員会による確認



(2) 独立財政機関による取組

1. 財政高等協議会の組織構成・権限

【財政高等審評議会：組織構成・権限】

- フランスの独立財政機関は、フランス会計検査院（Cour des comptes : CDC）の管轄下に設置された財政高等評議会（Le Haut Conseil des finances publiques）である。
- 財政高等評議会は、会計検査院長を議長とし、フランス会計検査院の司法官4名、国立統計経済研究所所長、大学教授・エコノミスト5名の合計11名から構成される。
- 財政計画法や政府が提出する財政関連法案の評価、マクロ経済予測の評価、欧州委員会に提出する安定化プログラムで用いるマクロ経済の見通しに係る前提条件等の妥当性検証等を行っている。

財政高等評議会	
組織	<ul style="list-style-type: none"> • 会計検査院長が議長 • CDCの司法官4名、国立統計経済研究所所長、大学教授（経済学・行政政治学・法律学）・エコノミスト計5名 • 7名の事務局職員（一部職員は会計検査院総務部と兼務）
権限	<ul style="list-style-type: none"> • 財政計画法と政府が提出する財政関連法案（予算法案、社会保障制度財源法案、決算法案）の評価（LOLF第61条、第62条） • CDCが行っていなかったマクロ経済予測の評価業務を担い、CDCの業務を補完する関係にある。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 評価のタイミングは、10月に予算法案が閣議決定される前の段階であり、予算法案に対する意見具申という形を取る。閣議決定後、予算法案は議会に提出される。 • 欧州委員会に提出する「安定化プログラム（Stability Program）」で用いるマクロ経済の見通しに関する前提数値や仮定計算の妥当性を評価したり、複数年の財政計画と実績との整合性を評価し、著しい乖離が認められる場合には、是正措置の必要性を判断したりすることもある。



(2) 独立財政機関による取組

2. 財政高等評議会の業務

【財政高等評議会：作成する報告書】

- 財政高等評議会は、財政計画法に対する意見書、予算法案及び社会保障財源法案に対する意見書、安定化プログラムに関するEUへの意見書、決算承認に関する法律案に対する意見書を年1回提出している。
- その中では、構造的財政収支やマクロ経済関連の指標も含めて評価・モニタリングしている。

● 財政高等評議会が作成する書類

	評価・モニタリングに係る指標、数値	数値の性質
複数年度財政計画法に関する意見書 (9月)	潜在成長率 マクロ経済関連数値 構造的財政収支	予測値 (N+1~N+3年)
予算法案及び社会保障財源法案に 対する意見書 (9月)	マクロ経済関連数値 構造的財政収支 歳入・歳出	予測値 (N+1年)
安定化プログラムに関するEUへの意見 書 (4月)	マクロ経済関連数値	予測値・実績値ともにあり (N-1~ N+3年)
決算承認に関する法律案に対する意 見書 (4月)	構造的財政収支 一般政府支出	実績値 (N-1年)
財政関連法案に対する意見書 (随 時)	マクロ経済関連数値 歳入・歳出 構造的財政収支	予測値・実績値ともにあり
国家中期財政構造計画に関する意見 書 (随時)	潜在成長率 マクロ経済関連数値 構造的財政収支	予測値・実績値ともにあり



(3) 会計検査院による取組

1. 会計検査院の状況と本調査

- フランス会計検査院（Cour des comptes : CDC）は、行政府や立法府から独立した司法機関としての地位を有する。CDCの役割は、政府の監視による議会の補佐、公共政策を評価する上での政府及び議会の支援、公的な報告書を通じた市民への情報提供とされている（フランス憲法第47条の2）。CDCの管轄下に独立財政機関である財政高等評議会（Le Haut Conseil des finances publiques : HCFP）が設置されている。
- 政府の監視による議会の補佐の具体的な業務は、予算組織法（Loi organique n°2001-692 du 1er août 2001 relative aux lois de finances : LOLF）第58条に規定されている。議会からの要請に基づく検査や評価、行政サービス等に関する調査を行い、要請後8ヶ月以内に報告書を提出すること、財政の状況・展望に関する報告書を毎年6月末までに提出すること等が求められている。

● 会計検査院の概要

	内容
名称	Cour des comptes : CDC
位置づけ	行政府や立法府から独立した司法機関
予算	約2.54億ユーロ
人員	1,821名



(出所)CDCウェブサイト



(3) 会計検査院による取組

2. 会計検査院の作成報告書等

- 定期的な財政状況の検査として、「財政展望に関する報告書」「年次報告書」「国家予算—結果と管理」が挙げられる。歳入総額・歳出総額の実績等の集計、財政ルールの遵守状況の確認を行っている。
- 個別トピックとしては、中長期的な財政戦略や独立財政機関等を対象としたものがある。

種類	公表年	タイトル	タイトル邦訳	詳細
定期的な財政状況の検査	毎年	La situation et les perspectives des finances publiques	財政展望に関する報告書	事例 1
	毎年	Le rapport public annuel ●	●年次報告書	事例 2
	毎年	Le budget de l'État en ●- Résultats et gestion	●年度国家予算—結果と管理	
個別トピック	2020	Finances publiques : pour une réforme du cadre organique et de la gouvernance	財政：組織体制とガバナンスの改革を目指して	
	2021	Une stratégie de finances publiques pour la sortie de crise	危機からの脱却に向けた財政戦略	
	2023	L'impact du budget européen sur le budget de l'État	欧州予算が国家予算に与える影響	
	2024	La prévision des recettes fiscales de l'État entre 2014 et 2023	2014年から2023年の政府税収予測	
	2024	La préparation et le suivi du budget de l'État : redonner une place centrale à la maîtrise des dépenses	国家予算の編成と執行：支出管理の強化を中心に据える	
	2025	Les mesures d'aide exceptionnelles : une sortie de crise à achever pour le budget de l'État	例外的支援措置：国家予算の危機脱却に向けた最終段階	
	2025	La prévision des recettes publiques en Europe : quel rôle pour les institutions budgétaires indépendantes ?	欧州における歳入予測：独立財政機関の役割とは？	
	2025	La situation des finances publiques début 2025	2025年初頭の財政状況	事例 3



(3) 会計検査院による取組

3. 検査の特徴

■ フランス会計検査院の特徴として、①財政指標として政府が重視している構造的財政収支を重視していること、②財政指標の整理・算定に加えて財政の持続可能性等に係る評価を実施していること、③前提条件を変更した独自推計を行っていること、④政府統計以外の計数の分析を行っていることが挙げられる。

【検査の特徴】

<p>検査において重視する指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 定期的な検査においては、構造的財政収支を重視している。 ● 財政計画法において構造的財政収支がベンチマークとして用いられていること、EUの財政協定においても構造的財政収支をベンチマークとしていることと整合的であるものと考えられる。
<p>財政状況の評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 財政に関わる指標の整理や算定だけでなく、財政状況の評価も実施している。例えば、「財政展望に関する報告書（2025）」において、CDCは財政赤字や債務比率を分析した上で「結果として財政健全化は進んでいない」と評価している。
<p>独自推計の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 政府による将来の予測値のほか、政府の推計の前提条件等を変更した上でのCDCの独自推計も実施している。例えば、「2024年年次報告書 財政全体の状況（2024年2月末時点）」では、経済成長率・歳出を変数としたシナリオを5本作成し、2027年時点での財政計画法における財政赤字・公的債務残高の予測値を比較している。また、「財政展望に関する報告書」では、経済成長率、金利等を変数として2050年までの公的債務比率の予測を行っている。
<p>政府統計以外の計数の分析</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 政府統計だけでなく民間や国際機関の試算結果を参照すること、市場動向を分析している。例えば、「財政展望に関する報告書（2025）」では、フランスの経済成長率の予測として、政府・中央銀行・INSEEに加えて、OECD・IMF等の国際機関、Consensus forecastsやRexecodeといった民間の試算結果も参照している。また、同報告書では、財政健全性の分析に当たって、10年物国債金利の推移や国債購入者の属性、国債格付なども参照している。



(3) 会計検査院による取組

3. 検査の特徴

■ フランス会計検査院の特徴として、①財政指標として政府が重視している構造的財政収支を重視していること、②財政指標の整理・算定に加えて財政の持続可能性等に係る評価を実施していること、③前提条件を変更した独自推計や独自指標の設定を行っていること、が挙げられる。

【検査で用いている指標】

指標名	指標の意義	実績値/予測値	CDC独自推計	利用例
財政収支（GDP比）	国内総生産（GDP）に対する一般政府の財政収支の比率	実績値・予測値いずれも利用	あり	事例1 事例2 事例3
構造的財政収支（GDP比）	一般政府の財政収支から、景気変動要因を除いた計数	実績値・予測値いずれも利用	なし	事例2
公的債務比率（GDP比）	国内総生産（GDP）に対する一般政府の公的債務残高の比率	実績値・予測値いずれも利用	あり	事例1 事例2 事例3
経済成長率	年間の経済成長率	予測値	なし	事例1 事例2
10年物国債利回り	償還期間10年のフランス国債の市場での利回り	実績値	なし	事例1
公的債務に対する平均利回り	特定の時点に存在する国債全体の平均的な利回り	実績値	なし	事例1



(3) 会計検査院による取組

4. 検査事例①

■ 会計検査院が、政府及び議会に対して、財政実績と財政見通しの分析結果を示す「財政展望に関する報告書」を示す。

<p>タイトル</p>	<p>La situation et les perspectives des finances publiques 財政展望に関する報告書【2025年】</p>																																																						
<p>内容</p>	<p>2024年度の 財政実績</p> <ul style="list-style-type: none"> 2024年度の財政赤字はGDP比5.8%に達し、EU域内で最も高い水準となった。経済成長率は1.1%と安定していたにもかかわらず赤字が拡大したことは、財政運営の構造的な問題を示している。公的債務比率も前年の111.8%から113.2%へ上昇した。 																																																						
	<p>2025年度 予算と中期 見通し</p> <ul style="list-style-type: none"> 2025年度の財政計画では、赤字の削減を目指しているが、その改善幅は僅か0.4%にとどまる見込みである。 2026年から2029年にかけて、赤字を3%以下に戻すためには、1,050億ユーロ規模の財政調整が必要である。この目標を達成するためには、大規模な構造改革が不可欠である。 政府は具体的な手段や、国家、地方、社会保障部門の間でどのように負担を分担するのかを明示していない。また、政府が想定している経済成長率は国際機関の予測を上回る楽観的なものであり、それに基づいた歳入見通しには過大評価のリスクがある。 CDCが実施したシミュレーションでは、現行政策が継続された場合、2029年まで債務比率が上昇し続ける結果が示された。CDCは、2025年4月の国家中期財政構造計画の進捗報告書（年次進捗報告書）の特定の仮定を過去の傾向やリスクに沿った方向に修正し、5つのシナリオをシミュレーションした。 <p>【CDCが実施した財政赤字と公的債務のシミュレーション】 単位：対GDP比</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">財政赤字</th> <th colspan="3">公的債務</th> </tr> <tr> <th>2025</th> <th>2027</th> <th>2029</th> <th>2025</th> <th>2027</th> <th>2029</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年次進捗報告書 2025</td> <td>5.4</td> <td>4.1</td> <td>2.8</td> <td>116.4</td> <td>118.3</td> <td>117.4</td> </tr> <tr> <td>シナリオ1「低成長」</td> <td>5.5</td> <td>4.6</td> <td>3.6</td> <td>116.7</td> <td>119.9</td> <td>121.1</td> </tr> <tr> <td>シナリオ2「マクロ経済ショック」</td> <td>5.8</td> <td>5.6</td> <td>4.1</td> <td>117.6</td> <td>124.5</td> <td>125.4</td> </tr> <tr> <td>シナリオ3「総合的に相殺」</td> <td>5.4</td> <td>5.4</td> <td>5.3</td> <td>116.4</td> <td>120.0</td> <td>123.3</td> </tr> <tr> <td>シナリオ4「シナリオ1 + 2」</td> <td>5.5</td> <td>5.8</td> <td>6.1</td> <td>116.7</td> <td>121.7</td> <td>127.0</td> </tr> <tr> <td>シナリオ5「シナリオ2 + 3」</td> <td>5.8</td> <td>6.9</td> <td>6.6</td> <td>117.6</td> <td>126.2</td> <td>131.4</td> </tr> </tbody> </table>		財政赤字			公的債務			2025	2027	2029	2025	2027	2029	年次進捗報告書 2025	5.4	4.1	2.8	116.4	118.3	117.4	シナリオ1「低成長」	5.5	4.6	3.6	116.7	119.9	121.1	シナリオ2「マクロ経済ショック」	5.8	5.6	4.1	117.6	124.5	125.4	シナリオ3「総合的に相殺」	5.4	5.4	5.3	116.4	120.0	123.3	シナリオ4「シナリオ1 + 2」	5.5	5.8	6.1	116.7	121.7	127.0	シナリオ5「シナリオ2 + 3」	5.8	6.9	6.6	117.6	126.2
	財政赤字			公的債務																																																			
	2025	2027	2029	2025	2027	2029																																																	
年次進捗報告書 2025	5.4	4.1	2.8	116.4	118.3	117.4																																																	
シナリオ1「低成長」	5.5	4.6	3.6	116.7	119.9	121.1																																																	
シナリオ2「マクロ経済ショック」	5.8	5.6	4.1	117.6	124.5	125.4																																																	
シナリオ3「総合的に相殺」	5.4	5.4	5.3	116.4	120.0	123.3																																																	
シナリオ4「シナリオ1 + 2」	5.5	5.8	6.1	116.7	121.7	127.0																																																	
シナリオ5「シナリオ2 + 3」	5.8	6.9	6.6	117.6	126.2	131.4																																																	



(3) 会計検査院による取組

4. 検査事例①

■ 会計検査院が、政府及び議会に対して、財政実績と財政見通しの分析結果を示す「財政展望に関する報告書」を示す。

タイトル

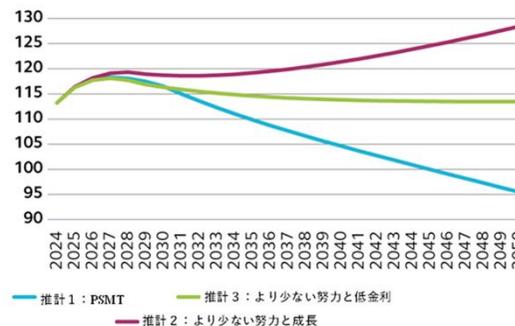
La situation et les perspectives des finances publiques
財政展望に関する報告書【2025年】

内容
(前頁からの
続き)

公的債務の
持続可能性

- 公的債務が持続可能であるとみなされるのは、公的債務を対GDP比で測定した際に、マクロ経済的にマイナスのショックが発生したとしても、妥当なコストで安定させることができる場合である
- **フランス国債の10年物国債の市場イールドカーブは、2020年代に入り一時マイナスに低下した後、インフレ危機を契機に再び上昇している。**
- 2024年第4四半期には、非居住者投資家がフランス国債の保有者の54.6%を占め、フランス国債の国際的な魅力が確認された。バーゼル銀行規制において、「AA」又は「高品質」の債務のみがリスク計算等においてゼロリスクで加重されるが、**フランス国債は、「AA」となっている（欧州諸国の格付けと比較している）。**
- フランス国債の格付は、2011年にトリプルAの格付を失って以来、非常に緩やかではあるが、着実に低下している。財政の悪化は、直近の格付が証明しているように、こうした変化の主な原因である。
- 金利と成長率の差がマイナスの場合は、GDP成長率が優位となり、プライマリーバランスの黒字を達成しなくても、公的債務比率を安定化させることができることがある。**フランスは金利と成長率の差がプラスの時期を何度も経験しており、今後もその傾向が続くことを示唆する論拠が複数存在する。したがって、国家中期財政構造計画で想定されているように、プライマリーバランスの黒字化が不可欠と思われる。**
- 財政戦略とマクロ経済環境が債務比率に及ぼす影響を定量化するため、CDCは特定の主要パラメータ（成長率、プライマリーバランス改善努力、金利）を変化させて、2050年までの公的債務比率の推移の予測を行った。

【2050年までの様々な仮定による公的債務比率の予測】 単位：%





(3) 会計検査院による取組

5. 検査事例②

■ 会計検査院は、CDCの年次報告書の最初の章は、公的財政の全体状況をテーマとして扱っている。当該章について示す。

タイトル		Le rapport public annuel 2024 La situation d'ensemble des finances publiques (à fin février 2024) 2024年年次報告書 財政全体の状況(2024年2月末時点) 【2024年】
内容	経済状況	<ul style="list-style-type: none"> 2024年度予算案によれば、2024年には成長率が回復し、1.4%に達する見通しであった。2023年秋の時点でこのシナリオは楽観的に見えた。財政高等評議会は、2023年9月に成長率予測は「高い」と指摘した。国内及び国際機関における成長予測は、いずれも下方修正されており、エコノミストによるコンセンサス予測は0.7%の成長率となっている。当初の予測は実現不可能となったため、フランス政府は2024年2月にマクロ経済シナリオの修正を発表し、成長予測を1.0%に引き下げた。 エネルギー価格、家計貯蓄率、生産性、金利上昇が企業投資に及ぼす影響、地政学的な衝突が続く中で輸出の動向など、マクロ経済シナリオにはいくつかの不確定要素が残っている。
	政府歳入・歳出	<ul style="list-style-type: none"> 2023年において、強制徴収(租税及び社会的拠出)の自発的成長(+4.0%)は、名目GDPの成長(+6.8%)よりも明らかに低かった。強制徴収の弾性値(=その自発的な変化率を名目経済活動の成長に対して測ったもの)は0.6であり、これは長期的な平均弾性値(1に近い)を大きく下回る水準である。2024年には、政府は強制徴収の弾性値が再び1に近い水準(1.1)に戻ると見込んでおり、その約3分の2は法人税の動向によって説明されるとしている。 公共支出に関して、2024年の公共支出はコロナ危機前の水準を上回る見通しとなっている。公共支出の金額は、2022年に1兆5225億ユーロに達した後、2023年も引き続き増加(+3.3%)し、2024年には更に増加する(+3.2%)と見込まれている。
	財政収支	<ul style="list-style-type: none"> 2022年にGDP比4.8%であった一般政府の財政赤字は、2023年に僅かに増加し、GDP比4.9%に達する見込みである。歳入面での強制徴収の弾性値の低さを、歳出における特別措置の縮小で補っているが、財政収支の悪化は、主として潜在成長率を下回る経済成長と、それに伴う景気循環的赤字の拡大によるものである。 公的債務比率は2023年には2ポイント以上低下し、GDP比109.7%となる見込みである。低下の理由は、2023年の名目GDPの大幅な増加(+6.8%)による効果と、利払費の減少(▲37億ユーロ)によるものである。



(3) 会計検査院による取組

5. 検査事例②

■ 会計検査院は、CDCの年次報告書の最初の章は、公的財政の全体状況をテーマとして扱っている。当該章について示す。

<p>タイトル</p>	<p>Le rapport public annuel 2024 La situation d'ensemble des finances publiques (à fin février 2024) 2024年年次報告書 財政全体の状況(2024年2月末時点) 【2024年】</p>																																							
<p>中期的な財政見通しに関する課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> 財政計画法によると、2027年には財政収支と構造的財政収支は、いずれもGDP比▲2.7%となる見通しである。公的債務比率も僅かに減少し始め、2027年にはGDP比108.1%まで減少する見込みである。 政府の予測によれば、社会保障の赤字は継続的に拡大する見通しである。実際に、医療や年金等の基本的な制度と高齢者連帯基金(FSV)の収支は、2023年から2027年の間に85億ユーロ悪化し、2027年には172億ユーロの赤字に達すると見込まれている。この悪化の大きな要因は、老齢年金の財政悪化である。 2027年までに社会保障の収支を均衡に戻すための措置を講じる必要がある。これは、既に顕在化している人口の高齢化による影響が更に大きくなり、医療や老齢年金等の各分野にますますの圧力がかかることを考えると不可欠である。 																																							
<p>内容</p> <p>財政見通しの分析</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2023年から2027年の財政計画法による見通しは、①2024年の高い成長率予測、②楽観的な成長シナリオ、③2025年から2027年にかけての空前の支出抑制目標という3つの条件が前提となっている。 CDCは、成長率や支出額を変更させた財政シミュレーションを実施した。財政赤字の拡大と公的債務比率の増加が見込まれているが、特にシナリオ5によると、2027年の財政赤字は5.7%、公的債務比率は117.0%に達する。 <p>【CDCが実施した財政赤字と公的債務のシミュレーション】 単位：対GDP比</p> <table border="1" data-bbox="705 1029 2027 1492"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">財政赤字</th> <th colspan="2">公的債務</th> </tr> <tr> <th>2024</th> <th>2027</th> <th>2024</th> <th>2027</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2023-2027年財政計画法</td> <td>4.4</td> <td>2.7</td> <td>109.7</td> <td>108.1</td> </tr> <tr> <td>シナリオ1「2024年の低成長」 ※2024年の成長率が0.7%</td> <td>4.8</td> <td>3.1</td> <td>111.0</td> <td>110.5</td> </tr> <tr> <td>シナリオ2「2024-2027年の低成長」 ※2024-2027年の成長率が1%</td> <td>4.7</td> <td>4.2</td> <td>110.5</td> <td>114.2</td> </tr> <tr> <td>シナリオ3「支出トレンド」 ※特別支出を除いた公共支出が2025-2027年に年間1.2%増加</td> <td>4.4</td> <td>4.2</td> <td>109.7</td> <td>110.9</td> </tr> <tr> <td>シナリオ4「シナリオ1 + 3」</td> <td>4.8</td> <td>4.6</td> <td>111.0</td> <td>113.3</td> </tr> <tr> <td>シナリオ5「シナリオ2 + 3」</td> <td>4.7</td> <td>5.7</td> <td>110.5</td> <td>117.0</td> </tr> </tbody> </table>		財政赤字		公的債務		2024	2027	2024	2027	2023-2027年財政計画法	4.4	2.7	109.7	108.1	シナリオ1「2024年の低成長」 ※2024年の成長率が0.7%	4.8	3.1	111.0	110.5	シナリオ2「2024-2027年の低成長」 ※2024-2027年の成長率が1%	4.7	4.2	110.5	114.2	シナリオ3「支出トレンド」 ※特別支出を除いた公共支出が2025-2027年に年間1.2%増加	4.4	4.2	109.7	110.9	シナリオ4「シナリオ1 + 3」	4.8	4.6	111.0	113.3	シナリオ5「シナリオ2 + 3」	4.7	5.7	110.5	117.0
	財政赤字		公的債務																																					
	2024	2027	2024	2027																																				
2023-2027年財政計画法	4.4	2.7	109.7	108.1																																				
シナリオ1「2024年の低成長」 ※2024年の成長率が0.7%	4.8	3.1	111.0	110.5																																				
シナリオ2「2024-2027年の低成長」 ※2024-2027年の成長率が1%	4.7	4.2	110.5	114.2																																				
シナリオ3「支出トレンド」 ※特別支出を除いた公共支出が2025-2027年に年間1.2%増加	4.4	4.2	109.7	110.9																																				
シナリオ4「シナリオ1 + 3」	4.8	4.6	111.0	113.3																																				
シナリオ5「シナリオ2 + 3」	4.7	5.7	110.5	117.0																																				



(3) 会計検査院による取組

6. 検査事例③

■ 会計検査院が、2025年2月に公表した「2025年初頭の財政状況」を示す。

タイトル	La situation des finances publiques début 2025 2025年初頭の財政状況【2025年】
内容	<p>2024年の財政状況の悪化</p> <ul style="list-style-type: none"> 2024年の公共財政の悪化は、税収の低迷に起因している。入手可能な最新情報によると、2024年の強制徴収額は、2年連続で当初予算法において想定されていた額を大きく下回り、合計403億ユーロの減収となっている。特に、法人税と付加価値税における税収の低下は、GDP比0.5%の歳入減に繋がっている。 税収の低迷の他に、2024年の財政赤字が悪化した主な原因として、公的支出の増加が挙げられる。 CDCは、当初の支出予測と実際の支出との差の説明に加えて、2023年と比較した2024年の赤字悪化の要因分析を行い、時間の経過とともに公的支出が大幅に増加しているということが明らかになった。公的支出の比率は2023年と比較して実際に増加しており、コロナ危機以前の水準を大幅に上回っている。 これはラチェット効果と呼ばれる現象であり、危機時に新たな支出が正当かつ適切に承認されると、その支出がもはや正当化されなくなった後も、それを元に戻すことは不可能になる。 2024年には、公的債務の金額が1,850億ユーロ増加し、約3兆3,000億ユーロとなった。2024年の公的債務比率は、コロナ危機以降初めて上昇し、GDP比112.8%に達している。債務の返済額は2024年に600億ユーロに達する見込みであり、公共支出の大部分を占めることになる。フランスが赤字を迅速かつ持続的に削減せず、投資家からの信用を失った場合、この支出は今後更に急速に増加する可能性がある。実際のところ、2024年12月初旬から2025年1月中旬にかけて、フランスの国債の金利は50ベースポイント近く上昇した。 フランスと主要なEU加盟国との間で財政状況の格差が生じている。2024年11月に欧州委員会が発表した予測によると、フランスはユーロ圏で最大の赤字を抱える国となっている。ドイツ等との国債の金利差が拡大している。 <p>2025年の財政状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 2025年に財政赤字をGDP比5.4%とするための取組は、強制徴収金の大幅な増加のみに依存しており、公的支出の中核的な部分の伸びは、コロナ危機前の水準に近いままとなる。さらに、2025年度予算法に盛り込まれた課税の引き上げ措置の半分は一時的なものであり、財政再建のための構造的な取組は翌年度以降に先送りされている。 CDCは、財政・税制の調整の必要性を示すため、国家中期財政構造計画の見直しに関する3つのシナリオを設定して、シミュレーションを行った。シミュレーションにより、2025年から計画された財政調整の取組を実施することと国家中期財政構造計画で予定されている調整を長期的に維持することの二重の必要性が示された。 財政の健全化に向けた制度は、中長期的な成長の可能性になるべく影響を与えず、社会的な結束を維持し、今後数年間及び数十年間の課題に対処するために必要な余裕を確保するように設計されなければならない。

IV 他の諸外国における財政政策・財政ルール等

(1) フィンランド・オランダ・スウェーデン

1. 財政の持続可能性確保への取組、財政ルール



- 複数年度の予算管理に関して、ドイツ・フランスを含むEU加盟国においては、EUによって国家中期財政構造計画を策定することが義務付けられているほか、独自に中期財政フレームを設定する国もある。
- 財政ルールに関して、EU加盟国においては、EUの定める財政収支ルール、債務管理ルールが適用されているほか、独自に上乗せする財政ルールを設定する国もある。

項目		EU【共通】	フィンランド	オランダ	スウェーデン
財政の持続可能性確保への取組	財政目標		国家中期財政構造計画による目標の設定	連立政権合意による目標の設定	予算法による3年間の支出シーリング、財政黒字目標、一般政府債務残高目標等の設定
	中長期財政フレームによる統制	加盟国は国家中期財政構造計画を策定	財務省が4年間の国家中期財政構造計画を作成	連立政権合意により歳出上限等を設定 ※別途、国家中期財政構造計画を策定	政府が3年間の支出シーリングを作成 ※別途、国家中期財政構造計画を策定
財政ルール	歳入ルール	なし	なし	4年間の主要税制改正を提示	なし
	歳出ルール	なし	あり	4年間の歳出上限を設定	3年間の支出総額のシーリングを決定 支出シーリングに対して、予算マージンを設定
	債務管理ルール	一般政府債務残高がGDP比60%以内	あり (EUルールはあり)	なし (EUルールはあり)	一般政府部門全体の連結総債務がGDPの35%以内となるよう、債務アンカーを設定 別途、EUルールあり
	財政収支ルール	1年間の一般政府の財政赤字(実績値)がGDP比3%以内 一般政府の構造的財政収支の赤字がGDP比0.5%以内	あり (EUルールはあり)	なし (EUルールはあり)	景気変動を通じて平均0.33%の財政黒字 別途、EUルールあり
	ルール監視の主体	欧州委員会・各国独立財政機関等	会計検査院 (独立財政機関)	独立財政監視・予算案特別委員会 (独立財政機関)	財政政策審議会 (独立財政機関)

(1) フィンランド・オランダ・スウェーデン

2. 中長期財政推計



■ 中長期財政推計に関して、いずれの国においても政府が策定している。オランダにおいては、加えて独立財政機関も推計している。フィンランド・スウェーデンにおいては推計結果を独立財政機関が検証している。

項目		EU【共通】	フィンランド	オランダ	スウェーデン
中長期 財政推 計	独立財政機関 による推計		なし ※持続可能性分析は行う。	あり	なし
	政府機関による 推計	国家中期財政構造計画において政府債務残高比率の予測等も含まれる。	財務省が4年間の国家中期財政構造計画を作成	経済政策分析局による向こう4-5年間の中期予測	財務省が3年間の中期財政計画を作成
	推計結果の検証	加盟国の独立財政機関による意見書の作成（必須ではない） 欧州委員会による検証	会計検査院（独立財政機関）による検証	なし	財政政策審議会（独立財政機関）による評価

(1) フィンランド・オランダ・スウェーデン

3. 独立財政機関

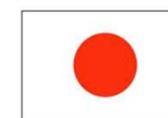


- 独立財政機関について、フィンランドは会計検査院の一部局、オランダは政府の一部局（ただし独立した研究機関）、スウェーデンは財政評議会（財政政策審議会）が担っている。
- 体制は、オランダが120名もの分析スタッフを擁しており、政府の様々な分析を行っている一方、フィンランドやスウェーデンはスタッフの数は限定的である。

項目		EU【共通】	フィンランド	オランダ	スウェーデン
独立財政機関	名称		会計検査院	経済政策分析局	財政政策審議会
	位置づけ		会計検査院の一部局 ※会計検査院に独立財政機関としての役割を付与	経済・気候政策省の組織の一部ではあるが、独立した研究機関	財政評議会の組織類型をとる政府傘下の行政執行機関
	体制		経済学、財政学、予算に関する上級専門家4名で構成	経済学等の知見を有する約120名の分析スタッフで構成	審議委員6名と事務局から構成。委員は研究所所長など
	権限		財政政策法及び会計検査院法に基づき、財政政策の監視・評価、財政ルールの遵守状況を監視	中央経済計画の作成に関する法律第3条により、中央経済計画の策定に関する業務を行う。財政法第2条第2項cにより、マクロ経済予測等を実施する。	財政政策や経済政策における目標の達成状況の監視・評価や、財政政策が長期的に持続可能かつ目標と整合的であるかの評価を行う
	業務		①長期財政持続可能性の分析 ②マクロ経済における財政予測評価 ③財政ルール遵守のモニタリング	①中央経済計画およびマクロ経済見通し作成のためのオランダ経済の推計 ②連立政権合意のための4年間の見通しの作成や各党のマニフェストの分析	政府に対して「財政政策の年次報告書」を提出（毎年5月）

(2) イギリス・アメリカ・オーストラリア・日本

1. 財政の持続可能性確保への取組、財政ルール



- イギリス、オーストラリアでは中期財政フレームが設定され、複数年度の予算管理が実施されている。日本においては複数年度の予算管理は実施されていない。
- イギリス、アメリカ、オーストラリアにおいてもそれぞれ財政ルールが設けられている。日本においては、赤字公債発行原則禁止等のルールが設けられている。

項目		イギリス	アメリカ	オーストラリア	日本
財政の持続可能性確保への取組	財政目標	予算責任憲章による財政原則の設定	なし	原則に基づいたアプローチ（数値目標やルールはない）	閣議決定された骨太方針により、PB黒字化、債務残高の引き下げに係る目標の設定
	中長期財政フレームによる統制	政府が複数年度の予算管理である「歳出見直し」を作成	なし	財務省による向こう4年間の「中期経済財政見直し」を作成	なし
財政ルール	歳入ルール	なし	なし	収益と経済成長を促進する政策を通じて歳入増加を支援する一方、税収対GDP比を一定以下に維持し、持続可能な税負担を目指す。	なし
	歳出ルール	なし	裁量的経費の上限設定	政府支出の効率と質を維持し、基礎的なサービスの提供を保証しつつ、歳出の伸びを抑制	なし
	債務管理ルール	予算責任憲章により、2029/30年度まで債務残高GDP比の引き下げが必要	政府債務の上限は法律によって定められており、政府債務残高が債務上限に達した場合には、新規の借入ができなくなる	グロス及びネットの債務が経済に占める割合の安定化及び削減	決算剰余金の半分を債務償還に充当
	財政収支ルール	予算責任憲章により、2029/30年度における財政収支黒字化が必要	なし ※個別施策単位で、減税や義務的経費の増加が行われる場合、増税や義務的支出の削減によって相殺	なし	赤字公債発行原則禁止
	ルール監視の主体	予算責任局	財務省・行政管理予算局	財務省	財務省

(2) イギリス・アメリカ・オーストラリア・日本

2. 中長期財政推計



■ イギリス、アメリカ、オーストラリアでは中長期財政推計は、政府だけでなく独立財政機関も行っている。また、イギリス、オーストラリアでは、政府の推計結果を独立財政機関が検証している。日本では独立財政機関はなく、内閣府が見通しを作成しており、検証はなされない。

項目		イギリス	アメリカ	オーストラリア	日本
中長期 財政推 計	独立財政機関 による推計	あり	あり	あり ※財政の持続可能性見通 しの作成	なし
	政府機関による 推計	政府は、原則として予算責任 局の推計を政府の推計として 採用。異議を唱える権利はあ る。	行政管理予算局が財政推 計を作成	財務省による向こう4年間の 「中期経済財政見通し」を 作成	内閣府が10年間又は35年 間の経済財政の見通しを作 成
	推計結果の検 証	予算責任局による検証	なし	議会予算局による評価・分 析	なし

(2) イギリス・アメリカ・オーストラリア・日本

3. 独立財政機関



■ 独立財政機関について、イギリスでは非省庁の公的機関、アメリカ・オーストラリアでは議会附属の非党派独立機関として設置されている。いずれの国も多くの専門スタッフがあり、特にアメリカでは270名ものスタッフが所属している。

項目		イギリス	アメリカ	オーストラリア	日本
独立財政機関	名称	予算責任局	議会予算局	議会予算局	なし
	位置づけ	非省庁の公的機関	議会附属の非党派独立機関	議会附属の非党派独立機関	なし
	体制	経済・財政等に知見を有するスタッフその他バックオフィス部門を含めて常勤職員52名。その他、外部有識者から構成されるアドバイザーパネル等	経済学等に知見を有する約270名のスタッフで構成	予算担当官の下、経済学や統計学、財政分析の知見を有する計約45名のスタッフで構成	なし
	権限	客観的・非政治的な立場からの情報提供が目的であり、政策提言は行わない。 ただし、政府の予算編成の前提となる政府の公式推計を策定する。	客観的・非政治的な立場からの情報提供が目的であり、政策提言は行わない	議会サービス法第7部第2章に基づき、予算、財政政策、政党の選挙公約の財政的影響について分析を行い、議会や国民に情報を提供。財政ルールの遵守状況に関する監視は行わない。	なし
	業務	①経済・財政状況の予測、財政目標に対する達成状況・達成の可能性の判断（年2回） ②過去の経済・財政予測の正確性の検証、財政の持続可能性の分析（年1回）	①ベースライン予算と経済予測 ②技術的助言 ③費用見積もり ④長期予算見通し	①議員要請に応え、政策提案の費用や予算分析を実施 ②主要政党の選挙公約の財政影響を総選挙後に公表 ③予算・財政政策に関する国民への情報提供	なし

V 国際機関における加盟国の財政政策・財政ルール等に係る評価・政策提言

IMF・OECD

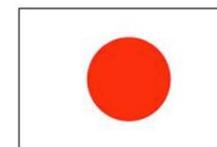
- IMFでは、加盟国政府へのサーベイランス（世界、地域、国の経済・金融状況をモニタリングして、加盟国に対して助言）の中心として、年1回、4条協議が実施される。この中で、金融・財政政策等も議論される。
- OECDでは、加盟国・非加盟国を対象として定期的な経済調査が行われ、「経済審査報告書」という形で公表している。

	IMF	OECD
組織概要	<p>現在は191か国が参加しており、加盟国の持続可能な成長と繁栄を実現するための組織である</p> <p>①国際金融協力の進展、②貿易・経済成長の促進、③繁栄を阻害する政策の廃止、という3つのミッションを持っている</p> <p>融資、サーベイランス、能力開発を実施している</p>	<p>経済成長、開発途上国支援、自由かつ多角的な貿易の拡大を目的とする国際機関である。</p> <p>ヨーロッパ諸国を中心に38か国が加盟している。</p> <p>最近では持続可能な開発、ガバナンスといった新たな分野についても加盟国間の分析・検討を行っている</p>
加盟国の財政政策・財政ルール等に係る評価・提言	<p>【4条協議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年に1回加盟国を訪問し、政府や中央銀行と国内外の経済・金融の安定性や、リスクに対処するための政策や改革について議論を行う（サーベイランスの中心）。 ・ 特に、為替レート、金融・財政政策、及び構造改革について議論される。こうした議論を踏まえて、IMFスタッフは各国の経済政策やその見通しに関する評価を行う。評価結果はIMFの理事会に提出される。 ・ 理事会で議論し、IMFの視点を踏まえて取りまとめるプロセスを4条協議と呼ぶ ・ 統一的に定められている指標や目標はない。しかしながら、IMFはサーベイランスにおいて、①リスクへの直面と不確実性、②伝播の予防と緩和、③経済的安定性の確保、④より統合された政策助言、を重視することを示している。 	<p>【経済審査報告書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加盟国及び非加盟国を対象とした定期的な経済調査を行い、「経済審査報告書」という形で公表している。 ・ 経済状況や当局が直面する主な課題への理解を深め、経済全体を向上させるための方策を示すことを目的としている。 ・ 報告書で取り上げられる財政指標は、OECDの経済見通しの統計指標データを基にしている。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 一般政府総支出、一般政府総収入（租税及び非租税収入）、一般政府財政収支、一般政府基礎的財政収支、一般政府純利払費、一般政府景気調整後基礎的財政収支、一般政府基礎的財政収支（調整後）、一般政府金融負債残高、一般政府債務残高（マーストリヒト基準）などがある。
その他活動	<p>公的債務管理や税制改革、予算編成プロセス、公会計制度の整備などに対して技術的支援</p> <p>多国間の財政動向を概観し、中長期的な財政見通しを示す財政モニターの公表</p>	<p>独立財政機関に関し、「独立財政機関に関する原則」を勧告として採択している。22の原則から構成され、9項目に分類される。</p>

VI まとめ・所見

(1) ドイツ・フランス・日本の財政政策・財政ルール等

1. 財政の持続可能性確保への取組、財政ルール

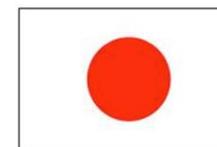


- 複数年度の予算管理に関して、ドイツ・フランスを含むEU加盟国においては、EUによって国家中期財政構造計画を策定することが義務付けられている。ドイツ、フランスにおいては加えて独自の財政計画等を策定している。
- 財政ルールに関して、EU加盟国においては、EUの定める財政収支ルール、債務管理ルールが適用されている。ドイツにおいてはドイツ基本法、フランスにおいては財政計画法により独自ルールが定められている。

項目		EU【共通】	ドイツ	フランス	日本
財政の持続可能性確保への取組	財政目標		なし	2023-2027年財政計画法により、政府債務残高対GDP比、財政赤字の目標が設定	閣議決定された骨太方針により、PB黒字化、債務残高の引き下げに係る目標の設定
	中長期財政フレームによる統制	加盟国は国家中期財政構造計画を策定	連邦財務省が5年間の中期財政計画・経済見通しを作成 ※別途、国家中期財政構造計画を策定	経済・財務省が3年間の中期財政計画を作成 ※別途、国家中期財政構造計画を策定	なし
財政ルール	歳入ルール	なし	なし	なし	なし
	歳出ルール	なし	なし	あり	なし
	債務管理ルール	一般政府債務残高がGDP比60%以内	なし（EUルールはあり）	なし（EUルールはあり）	決算剰余金の半分を債務償還に充当
	財政収支ルール	1年間の一般政府の財政赤字（実績値）がGDP比3%以内 一般政府の構造的財政収支の赤字がGDP比0.5%以内	構造的財政収支について、前年度名目GDP比0.35%以内の起債が認められる。 別途、EUルールあり	なし（EUルールはあり）	赤字公債発行原則禁止
	ルール監視の主体	欧州委員会・各国独立財政機関等	安定化協議会	財政高等評議会	財務省

(1) ドイツ・フランス・日本の財政政策・財政ルール等

2. 中長期財政推計

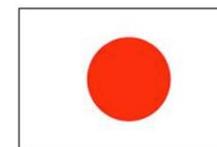


- 中長期財政推計に関して、EUが加盟国に策定を求める国家中期財政構造計画において、政府債務残高比率の予測等も含まれている。ドイツ、フランスでは、財政当局が計画を作成し、独立財政機関が検証している。
- 日本では内閣府が経済財政の見通しを作成している。ただし、独立財政機関はなく、検証はされていない。

項目		EU【共通】	ドイツ	フランス	日本
中長期 財政推 計	独立財政機関 による推計		なし	なし	なし
	政府機関による 推計	国家中期財政構造計画において政府債務残高比率の予測等も含まれる。	連邦財務省が5年間の中期財政計画・経済見通しを作成	経済・財務省が3年間の中期財政計画を作成	内閣府が10年間又は35年間の経済財政の見通しを作成
	推計結果の検証	加盟国の独立財政機関による意見書の作成（必須ではない） 欧州委員会による検証	安定化協議会による検証	財政高等評議会による検証	なし

(1) ドイツ・フランス・日本の財政政策・財政ルール等

3. 独立財政機関

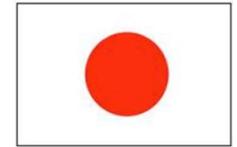


- 独立財政機関について、ドイツでは専門家が集まる評議会方式での「安定化協議会独立諮問委員会」、フランスでは会計検査院傘下の「財政高等評議会」が役割を担っている。
- ドイツでは政府の財政ルールの遵守状況や財政見通しの検証等は安定化協議会が確認しており、独立財政機関の役割は限定的である。

項目		EU【共通】	ドイツ	フランス	日本
独立財政機関	名称		安定化協議会独立諮問委員会	財政高等評議会	なし
	位置づけ		連邦・諸州の共同委員会である安定化協議会の独立諮問委員会	会計検査院の傘下の機関	なし
	体制		中央銀行、経済専門家、研究者等9名から構成	会計検査院長、会計検査院司法官4名、国立統計経済研究所所長、有識者5名の11名から構成	なし
	権限		国家中期財政構造計画で定められた純支出経路の遵守に係る安定化協議会による監視の支援	予算組織法第61条・第62条に基づき、政府が提出する財政関連法案の評価を行い、財政ルールの遵守状況を監視	なし
	業務		国家中期財政構造計画で定められた純支出経路の遵守に関する意見書を提出	政府が財政計画法案・財政法案・社会保障財源法案などを作成する際に意見書を提出	なし

(2) ドイツ・フランス・日本の会計検査院による取組比較

1. 検査対象

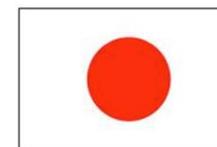


- ドイツ、フランスにおいては定期的な財政状況の検査において、指標の整理のみならず、財政状況の評価も行っている。公債残高対GDP比等について、計数を整理するだけでなく、指標をもとに財政の持続可能性に関する評価まで行っている。
- ドイツ、フランスにおいては財政の持続可能性に係る分析を行う検査報告書が数本出ており、経済学・財政学の知見を用いた分析や財政シミュレーションも実施されている。

項目		ドイツ	フランス	日本
定期的な財政状況の検査	指標の整理	あり	あり	あり
	財政の持続可能性に関する評価	<u>あり</u>	<u>あり</u>	なし
不定期に実施している財政政策の検査	財政の持続可能性確保	財政に係る現状分析を実施 （「連邦財政の現状分析 健全な財政により機能する国家の基盤」(2021年)等） 財政の持続可能性の条件に係る分析を実施 （「持続可能な国家財政を確保するための基本条件」(2022年、事例3)等）	公的債務の持続可能性や財政戦略に係る分析を実施 （「財政展望に関する報告書」(2025年、事例1)等）	債務の状況に係る分析、利払費の将来予測を実施（「国の債務について」(2020年)）
	財政ルール	欧州の財政ルールの検査を実施（「欧州の財政ルールの改革」(2023年)） 財政ルールの改正法案に係る検査を実施（「各政党が提出した、連邦基本法第87条第1項の1及び第109条並びに第115条の改正に関する法案並びに連邦基本法に第143条の143hを挿入する法案」(2025年)）	検査報告書の中で財政計画法に言及（「2024年年次報告書 財政全体の状況（2024年2月末時点）」(2024年 事例2)等）	なし
	中長期財政試算	中長期財政試算の検証を実施 （「持続可能な国家財政を確保するための基本条件」(2022年、事例3)等）	中期財政フレームにおける財政試算の検証を実施 （「2024年年次報告書 財政全体の状況（2024年2月末時点）」(2024年 事例2)等）	なし

(2) ドイツ・フランス・日本の会計検査院による取組比較

2. 会計検査院が用いる指標



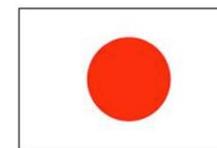
■ 会計検査院が用いる指標として、ドイツ、フランスにおいては予測値も多く用いられている。また、独自指標も多い。

項目	ドイツ	フランス	日本	
財政収支	実績値	<ul style="list-style-type: none"> 純借入額（連邦） 真の純借入額（連邦） 構造的純借入額（連邦） 財政収支（連邦） 財政収支（GDP比）（一般政府） 構造的財政収支（GDP比）（一般政府） 	<ul style="list-style-type: none"> 財政収支（GDP比）（一般政府） 構造的財政収支（GDP比）（一般政府） 	<ul style="list-style-type: none"> 基礎的財政収支（国・地方） 基礎的財政収支（GDP比）（国・地方） 基礎的財政収支（地方） 基礎的財政収支（GDP比）（地方） 基礎的財政収支（国の一般会計） 基礎的財政収支（GDP比）（国の一般会計） 財政収支（GDP比）（国・地方） 財政収支（GDP比）（国の一般会計） 普通国債発行額（国）
	予測値	<ul style="list-style-type: none"> 純借入額（連邦） 真の純借入額（連邦） 財政収支（連邦） 財政収支（GDP比）（一般政府） 構造的財政収支（GDP比）（一般政府） 持続可能性ギャップ 過去の政策が財政収支に与える影響 	<ul style="list-style-type: none"> 財政収支（GDP比）（一般政府） 構造的財政収支（GDP比）（一般政府） 	—
債務残高	実績値	<ul style="list-style-type: none"> 債務残高（GDP比）（一般政府） 	<ul style="list-style-type: none"> 債務残高（公的債務比率）（GDP比）（一般政府） 	<ul style="list-style-type: none"> 債務残高（国・地方） 債務残高（GDP比）（国・地方） 普通国債発行残高（国）
	予測値	<ul style="list-style-type: none"> 債務残高（GDP比）（一般政府） 	<ul style="list-style-type: none"> 債務残高（公的債務比率）（GDP比）（一般政府） 	—
その他市場関連	実績値	—	<ul style="list-style-type: none"> 10年物国債利回り 公的債務に対する平均利回り 	—
	予測値	—	—	—

(注) 赤文字は会計検査院による独自推計ありの指標

(2) ドイツ・フランス・日本の会計検査院による取組比較

3. 検査等の傾向



- ドイツ・フランス・日本はいずれも会計検査院は財政状況の定期的な検査を行っている。
- ドイツ・フランスでは財政状況の評価を行っていること、将来の予測値も用いていることが日本の会計検査院と大きく異なる。

	ドイツ	フランス	日本
検査の頻度	<ul style="list-style-type: none"> 毎年度、定期的に財政状況の検査を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 毎年度、定期的に財政状況の検査を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 毎年度、定期的に財政状況の検査を実施している。
定期的な検査で用いる指標	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な検査においては、構造的財政収支を重視している。これは、政府の財政目標・財政ルールで用いられている指標と同一の指標である。 加えて、独自に指標を設定している。 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な検査においては、構造的財政収支を重視している。これは、政府の財政目標・財政ルールで用いられている指標と同一の指標である。 	<ul style="list-style-type: none"> 政府の財政目標・財政ルールで用いられている指標と同一の指標を用いている。 加えて、独自に指標を設定している。
定期的な検査での財政状況の評価	<ul style="list-style-type: none"> 現状の財政関連の計数の算定・整理のみだけでなく、財政状況の評価も行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 現状の財政関連の計数の算定・整理のみだけでなく、財政状況の評価も行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 現状の財政関連の計数の算定・整理のみを行っており、財政状況の評価は行っていない。
予測値の利用	<ul style="list-style-type: none"> 過去の計数のみならず、将来の予測値も用いている。 	<ul style="list-style-type: none"> 過去の計数のみならず、将来の予測値も用いている。 	<ul style="list-style-type: none"> 過去の計数のみを用いている。
指標の再計算	<ul style="list-style-type: none"> 前提条件を変更した上での指標の再計算を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 前提条件を変更した上での指標の再計算を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 前提条件を変更した上での指標の再計算を行っている。ただし、一部利払費等の推移を機械的試算によって実施しているに留まる。
政府外の指標等分析	なし	<ul style="list-style-type: none"> 国債金利やマーケットの状況に係る分析、他国の財政状況との比較分析を実施している。 	なし

(3) 所見

■ 日本の会計検査院による財政政策等に対する検査において、検査において着目する指標(用いる指標、指標の対象時点)、独自推計や独自指標の設定、充実した検査を行う上での前提条件（データ収集、人材育成）等、参考となり得る点を示す。

会計検査院が用いる指標と、政府の財政目標や財政ルールとの指標の一致

- ドイツ・フランスの会計検査院では、構造的財政収支等日本の会計検査院が用いていない指標を用いて財政の持続可能性の評価等を行っている。
- ただし、**用いている理由は政府の財政目標・財政ルール（欧州においてはEUの財政目標・財政ルール）と同一の指標を用いることにある。**
- 指標は異なるものであるが、政府が用いる指標と同一の指標を用いているという点では共通している。**政府の財政政策の点検を行う点や、情報源（政府作成資料等）が充実している点を踏まえると、まずは政府が用いる指標と同一の指標を用いることが有用**であろう。
- その上で、政府が用いる指標では、財政の持続可能性を評価する上で適当でない可能性がある場合には、会計検査院において新たな指標を作成することが考えられる。

定期的な財政状況の検査における将来予測値も活用した財政の持続可能性等の評価

- ドイツ・フランスにおいても、日本においても、年次でマクロ財政の現状分析等を実施している。定期的な財政状況の検査について、ドイツ、フランスと日本では以下の相違がある。
 - 財政状況の評価（財政危機の可能性等の評価）を行うのか（ドイツ・フランス）、現状の財政関連の計数の算定・整理のみか（日本）
 - 将来推計を含んだ形で財政の持続可能性の評価や財政健全化に向けた取組についても記載するのか（ドイツ・フランス）、現状分析のみにとどめるのか（日本）
- 将来予測値は、推計の前提条件によって大きく左右され、かつ将来に実現するとは限らない数値である。ただし、**財政の持続可能性を検査する上で、将来予測値を把握することは有用**である。特に、現在の財政政策を継続することが財政の持続可能性に与える影響や、財政を持続可能なものとするために必要な財政政策を分析する上では、将来予測値が必要である。なお、**分析に当たっては、複数のシナリオを比較することも有用**である。

(3) 所見

■ 日本の会計検査院による財政政策等に対する検査において、検査において着目する指標(用いる指標、指標の対象時点)、独自推計や独自指標の設定、充実した検査を行う上での前提条件（データ収集、人材育成）等、参考となり得る点を示す。

会計検査院の独自推計の作成

- 日本の会計検査院においても、国の一般会計の決算額でみた基礎的財政収支等を独自に試算しているが、他にも、景気変動の影響を取り除くために構造的財政収支等の指標を参考として用いることが考えられる。**財政収支の定義を変えた場合の指標を作成している例もある**（ドイツ・事例1）。
- 将来予測値を活用した**財政の持続可能性等の評価を行う上で、会計検査院が独自の条件設定を行い、独自試算することも考えられる**（ドイツ・事例3、フランス・事例1・事例2・事例3）。将来予測値は、経済成長率や金利等の前提条件に大きく影響されるが、**政府の設定する前提条件に対して妥当でないと評価することもありうる**。また、財政破綻のリスク等を検討する上では、発生確率は低いものの、発生しうるシナリオ、例えば金利の大幅な変動が起こる際のリスクを考慮することが望ましい。こうした場合には、会計検査院において独自の前提条件を設定した上で試算を行うことが考えられる。

財政推計に当たっての政府からの基礎データの収集

- ドイツ、フランスにおいては、会計検査院による検査とは別に独立財政機関等が財政の持続可能性等の評価を行っている。ドイツにおいても、フランスにおいても、**独立財政機関等が財政推計や財政ルール**の監視を行う場面では、**政府から推計結果となる財政指標のみならず、財政指標算定のための基礎データを収集している**。
- 独立財政機関等と会計検査院の位置付けは異なるものの、推計手法については日本の会計検査院においても参考にできるものであり、財政推計を行うに当たっては政府から算定根拠となる基礎データを収集することが有用であると考えられる。

(3) 所見

■ 日本の会計検査院による財政政策等に対する検査において、検査において着目する指標(用いる指標、指標の対象時点)、独自推計や独自指標の設定、充実した検査を行う上での前提条件(データ収集、人材育成)等、参考となり得る点を示す。

市場の動向や民間等の推計に着目した分析

- 財政の持続可能性については、公債の引受け手となる市場や民間主体等に着目した分析を行うことも有用である。**金利や国債保有主体等の市場状況は、国債発行の限界や、将来の利払費等に大きな影響を与える。**
- 財政状況の評価に近いものとして、国債の格付に着目することも考えられる(フランス・事例1)。国債の格付は国の信用力、すなわち財政の持続可能性に対する格付会社の評価であり、金利、ひいては将来の利払費にも大きな影響を与えうる。**「金利のある世界」に回帰しつつある現状において、債券市場の動向が財政に与える影響は大きく、逆に財政が債券市場に与える影響も大きい。**
- また、将来推計に関しては、政府だけでなく国際機関や民間も実施している。政府推計の妥当性等のために政府以外の主体による推計結果も利用することが考えられる。

財政シミュレーション等の専門家の採用・育成の充実

- 財政状況の評価、独自の財政指標の作成、将来推計の妥当性の評価や独自推計の実施を行う上では、財政に係る高度な専門性が必要となる。財政状況の評価等を行うためには、財政学やマクロ経済学等の知見を有する高度な専門家の採用・育成等を行うことが有用である。
- 市場の動向から財政状況を分析することも有用であり、金融機関での実務経験を有する者等を活用することも考えられる。

メディアを通じた財政状況等に係る発信の充実

- 独立財政機関や会計検査院は、メディアを通じた国民への情報発信を重視している。
- 独立財政機関や会計検査院は、質の高い分析や提言を行うとともに、国民に向けてわかりやすく情報発信を行うことが必要である。財政政策のように、中長期的かつ多くの国民に広く影響が及ぶ分野において、コミュニケーションが特に重要となる。

